

移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項

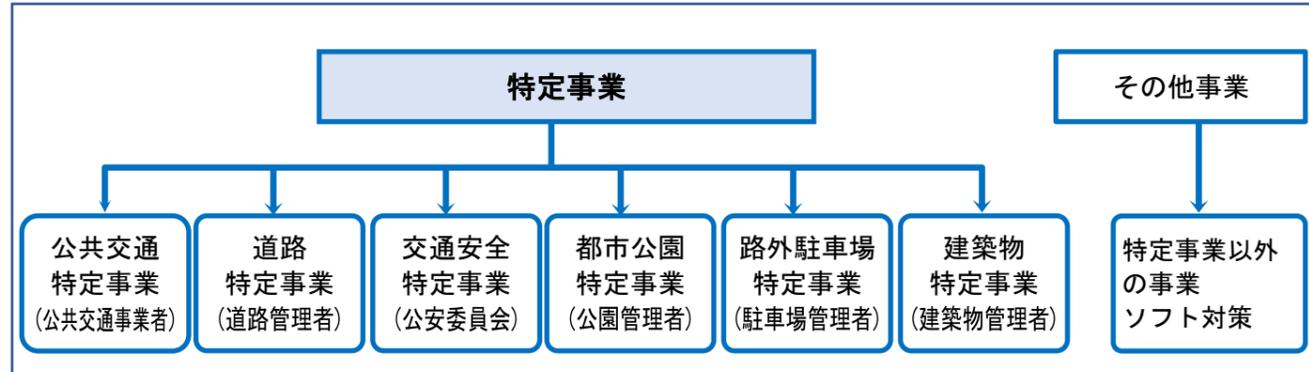
資料5

1 特定事業について

特定事業とは、基本構想における生活関連施設（多くの高齢者や障がい者、子ども連れの方などが利用すると考えられる施設）、生活関連経路（重点的にバリアフリー化を図る道路）のバリアフリー化を具体化するものです。また、その他事業としては、生活関連経路を構成する特定事業以外の事業やソフト対策が挙げられます

バリアフリー法（第2条）で定める6つの特定事業は、以下のとおりです。

■バリアフリー法で定める特定事業の種類



2 実施すべき特定事業等について

移動等円滑化に関する基本的な考え方に基づき、特定事業を以下のように定めます。

(1) 道路特定事業

対象経路	移動等円滑化に向けた取り組み	実施主体	実施時期
駅前ロータリー	<ul style="list-style-type: none"> 市の玄関口として、歩行者等が安全・安心に歩けるよう、歩行者空間の確保、路面の構造の改善 バスやタクシー、車の乗降場所から駅への屋根の設置や、ベンチなどの休憩場所の整備 駅のできる限り近くへの障がい者用乗降場所の整備 分かりやすく、見やすいサインや、快適な移動を促進する多様な手段による案内設備の充実、整備の推進 	知多市	整備時
市道緑町1号線（仮称）	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者等が安全・安心に歩けるよう、歩道の凹凸や端部の段差解消 交差点部や車両乗入部の勾配改善 視覚障がい者誘導用ブロックの連続的な整備や修繕 	知多市	整備時
市道緑町2号線（仮称）			整備時
市道10114号線～10115号線			整備時

(2) 路外駐車場特定事業

対象路外駐車場	移動等円滑化に向けた取り組み	実施主体	実施時期
朝倉駅前駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 駅のできる限り近くへの、移動に制約のある方が優先に利用できる駐車マスの設置 駐車マスから出入口へのバリアフリーな移動経路の整備 	施設管理者	建築時

(3) 建築物特定事業

対象建築物	移動等円滑化に向けた取り組み	実施主体	実施時期
市役所、図書館、複合商業施設、ホテル等の施設	<ul style="list-style-type: none"> 分かりやすく、見やすいサインや、快適な移動を促進する多様な手段による案内設備の充実、整備の推進 敷地内の通路などにおける、生活関連経路に準じた整備や取り組みの推進 	知多市施設管理者	建築時

■実施すべき特定事業の街区イメージ

【(1) 道路特定事業】

- 市道10114号線～10115号線
- 北街区 ○市道緑町2号線
- 中街区 ○市道緑町1号線
- 駅前ロータリー

【(2) 路外駐車場特定事業】

- 中街区 ●朝倉駅前駐車場

【(3) 建築物特定事業】

- 北街区 ○図書館（子育て支援機能併設）
- 複合商業施設
- 中街区 ○市役所
- 商業施設
- ホテル

○は公共施設、●は民間施設